

第4章 避難指示等の発令

1. 津波警報等の情報収集・伝達

津波警報等の情報について、市は秋田県総合防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）により受信し、住民等に対して、津波警報サイレンや防災メール等を通じて伝達する。

表 住民への津波情報の自動伝達手段

区分	Jアラート（自動起動）	
	サイレン	音声放送
大津波警報	3秒吹鳴、 2秒休止×3回	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。
津波警報	5秒吹鳴、 6秒休止×2回	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。
津波注意報	10秒吹鳴、 2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。

表 津波警報・注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

2. 避難指示（緊急）の発令基準

市は、津波による被害を防止するため、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、沿岸地域住民のみならず、海水浴やマリンスポーツ客、港湾の観光客等に対し、直ちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難するよう避難指示（緊急）を発令する。

(1) 発令の判断基準

避難指示（緊急）の発令基準は次のとおりとする。

表 避難情報の基準

区分	基準
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 発令にあたっての留意事項

避難指示（緊急）は、判断基準を満たした場合に即時に発令するものとし、市長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意する。

3. 避難指示（緊急）の情報伝達

市は、住民、施設、観光客等に対して、次のとおり避難指示（緊急）の情報を伝達する。

(1) 住民への伝達

市は、津波警報サイレン、防災ネットあきた、緊急告知ラジオ、広報車による広報、放送事業者を通じたテレビ・ラジオ等の手段を活用して、住民に避難指示（緊急）を伝達する。

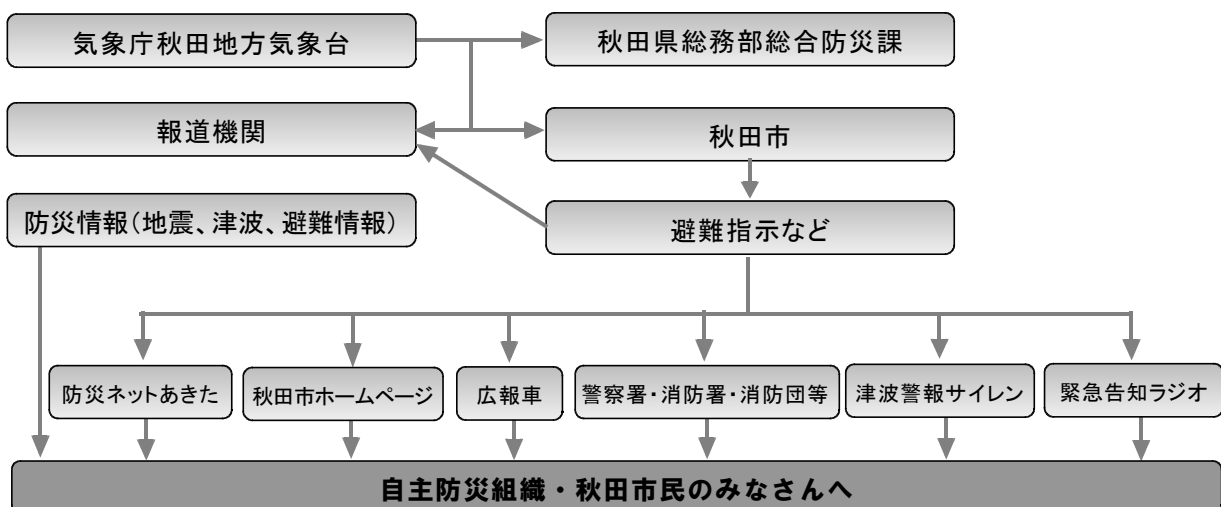


図 避難指示（緊急）などの情報伝達経路

(2) 施設への伝達

市は、幼稚園、保育所、学校、病院、福祉施設等の要配慮者利用施設および事業者や集客施設等に対して、津波警報サイレン、防災ネットあきた、広報車による広報、放送事業者を通じたテレビ・ラジオ等の手段を活用し、避難指示（緊急）を伝達する。

また、緊急告知ラジオを貸与している要配慮者利用施設については、他の手段と併せて伝達する。

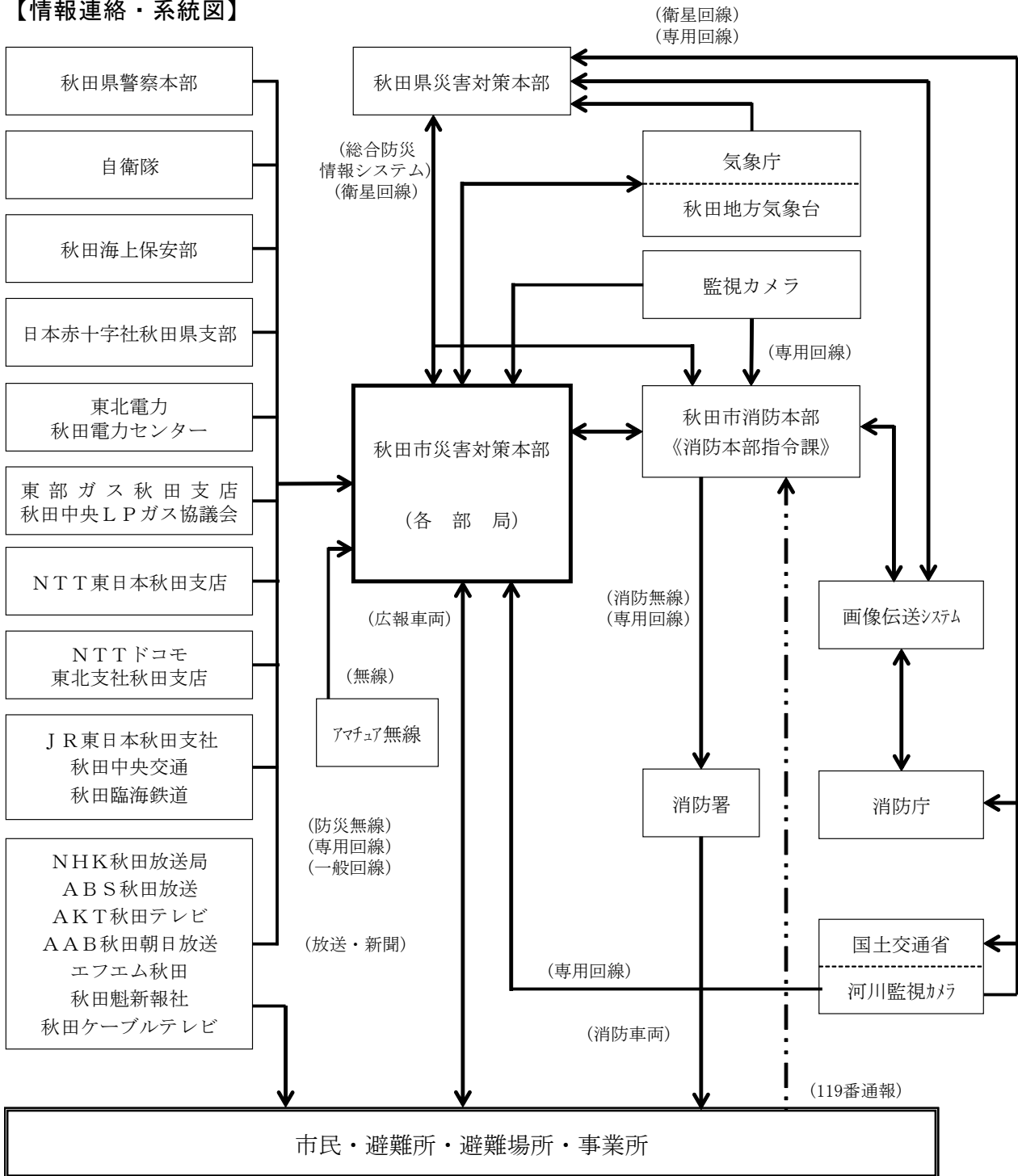
(3) 海水浴客、観光客等への伝達

市は、屋外にいる海水浴客や釣り人等に対して、津波警報サイレンや防災ネットあきた等により、避難指示（緊急）を伝達する。

海水浴場やマリナー等、施設管理者がいる場合は、拡声器等を用いて、避難指示（緊急）の情報伝達に努める。

ホテルや道の駅等の施設については、各施設管理者が館内放送や拡声器等で呼びかけるとともに、可能であれば施設周辺の観光客等に対してもあわせて呼びかける。

【情報連絡・系統図】



資料：秋田市地域防災計画

(4) 避難指示（緊急）の伝達内容

市は、次の内容を明示して避難指示（緊急）を発令する。

- ①伝達主体（「こちらは秋田市です」等）
- ②大津波警報、津波警報および津波注意報の発表（解除を含む）
- ③津波到達の危険
- ④避難指示（解除を含む）
- ⑤津波到達予想時間（可能な限り）
- ⑥実施すべき行動・対策

【参考：避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例】

○避難指示（緊急）の伝達文（大津波警報・津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 大津波警報（または、津波警報）が発表されました。
 - ただちに高台へ避難してください。
- （繰り返す）

○避難指示（緊急）の伝達文（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波が発生する可能性があるため、避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、高台へ避難してください。
- （繰り返す）

○避難指示（緊急）の伝達文（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
 - こちらは、秋田市です。
 - 津波注意報が発令されました。
 - 海岸付近は危険です。ただちに高台へ避難してください。
- （繰り返す）

資料：避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）

(5) 津波観測（被害）情報

デマ等で市民が混乱しないよう、下記の正確な情報を市として広報する。

- ・津波到達（予想）時刻
- ・予想される津波の高さ
- ・観測された津波の観測値
- ・これまでの最大波
- ・後続波等への警戒呼びかけ
- ・先に津波が到達した地域の被害情報
- ・津波警報等の解除までは避難継続 など

(6) 解除の考え方

次のような考えに基づき、避難指示等を解除する。

- ・当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階
- ・浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階